

国際調査機関（補充調査） A T	オーストリア特許庁	附属書 S I S A A T
国際事務局に支払うべき手数料 ¹	通貨：スイス・フラン（CHF）	
補充調査手数料 （PCT規則45の2.3） ²	ドイツ語文献のみの調査： CHF 819 －PCT最小限資料のみの調査： CHF 1,638 －欧州及び北米文献のみの調査： CHF 1,146	
補充調査取扱手数料 （PCT規則45の2.2）	CHF 200	
後払手数料（PCT規則45の2.4(c)）	CHF 100	
国際調査機関に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）	
補充国際調査報告に列記された文献の 写しのための手数料 （PCT規則45の2.7(c)）	1 頁につき EUR 0.95	
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.1の3）	1 頁につき EUR 0.95	
遅延提出手数料 （PCT規則13の3.1(c)及び 45の2.5(c)）	な し	
補充調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 作業の開始前に、補充調査請求が行われなかったものとみなされた場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す（PCT規則45の2.3(e)参照）：100%払戻し	
補充国際調査のために受理する言語	英語，フランス語，ドイツ語	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、オーストリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
補充国際調査に含まれる文献の範囲	出願人の選択によって、3種類の文献範囲が提供されている（「国際事務局に支払うべき手数料」参照）	
補充国際調査の制限	補充国際調査の請求が許容範囲を超える場合、国際調査機関は国際事務局に通告する	

[次頁に続く]

1 国際事務局に対する手数料支払の詳細については、<http://www.wipo.int/pct/en/fees/special.html> のWIPOウェブサイトを参照。

2 この手数料はユーロ建てで国際調査機関が定め、ユーロとスイス・フランとの為替変動を反映させるため適宜変更される。

A T

国際調査機関（補充調査）
オーストリア特許庁（続き）

A T

ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出 用に認められる物理的媒体の種類	CD-ROM, DVD
---------------------------------------	-------------

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出 する要件を放棄しているか？	している ³
------------------------------------	-------------------

別個の委任状が要求される特別の状況	な し
-------------------	-----

国際調査機関は、包括委任状の写しを 提出する要件を放棄しているか？	している ³
--------------------------------------	-------------------

包括委任状の写しが要求される特別の 状況	な し
-------------------------	-----

³ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（P C T規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（P C T規則90.4(e)及び90.5(d)）。